

三田市市政への市民参加条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 市政への市民参加の手法
 - 第1節 市民意見を聴く手続（第7条－第20条）
 - 第2節 まちづくり提案（第21条）
- 第3章 市政への市民参加の推進（第22条－第24条）
- 第4章 補則（第25条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号。以下「まちづくり基本条例」という。）第19条の規定に基づき、市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 市政への市民参加 市長等が行う施策等の企画立案の段階から意思決定までの過程において、市民が意見を述べ、又はまちづくりに関する提案を行うことをいう。

（市政への市民参加の基本原則）

第3条 市政への市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市政への市民参加は、市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われるものとする。
- (2) 市政への市民参加は、施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われるものとする。

（市長等の責務）

第4条 市長等は、市政への市民参加の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

- 2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開することにより、市政への関心を高めるよう努めるものとする。
- 3 市長等は、市政への市民参加を経た施策等について、市政への市民参加による意見や提案に対する考え方を説明するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 この条例により市政へ参加し、又は参加しようとする者は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮するとともに、市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとする。

（他の制度との調整）

第6条 この条例を除く法令の規定により、市政への市民参加が行われる場合は、この条例に基づく市政への市民参加を実施することは要しない。

第2章 市政への市民参加の手法

第1節 市民意見を聴く手続

(市民意見を聴く手続の対象)

第7条 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、あらかじめ、次条に規定する市民意見を聴く手続を実施するものとする。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
- (2) 市の総合計画（まちづくり基本条例第28条第1項に規定する総合計画をいう。）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
- (3) 市政における基本的な事項を定める条例の制定、改正又は廃止
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等の策定、変更又は廃止

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民意見を聴く手続を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの
- (2) 市長等の裁量の余地がないもの
- (3) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
- (4) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの
- (5) 緊急に行わなければならないもの

(市民意見を聴く手続の種類及び内容)

第8条 市民意見を聴く手続の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 附属機関により市民意見を聴く手続 市長等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の委員に市民を選任し、その調査審議等を通じて対象事項に係る市民意見を聴く手続
- (2) パブリックコメント手続 市長等が対象事項の案等を公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市長等の考え方を公表する手続
- (3) 意向調査手続 市長等が調査項目を設定し、一定期間内に対象事項に係る市民意見を収集する手続
- (4) ワークショップ手続 参加した市民同士が共同作業を行いながら、活発に議論することを通じて、市長等が対象事項に係る市民意見を聴く手続
- (5) 公聴会手続 対象事項に関して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市長等が市民等からその意見を聴く手続
- (6) 意見交換会手続 市長等が対象事項について案を説明し、市民と市長等が当該案について意見を交換することを通じて市民意見を聴く手続
- (7) その他の手続 前各号以外の市民意見を聴く手続

(市民意見を聴く手続の実施基準)

第9条 市長等は、対象事項の内容等を考慮した上で、前条に規定する市民意見を聴く手続を選択し、実施しなければならない。

2 市長等は、適切な時期に、市民意見を聴く手続を実施するよう努めるものとする。

3 市長等は、1 対象事項につき 2 以上（当該対象事項が、市の条例の場合は 1 以上）の市民意見を聴く手続を実施するよう努めるものとする。

（附属機関により市民意見を聴く手続）

第 10 条 第 8 条第 1 号に規定する附属機関により市民意見を聴く手続は、次により実施するものとする。

(1) 市長等は、次条の規定により選任した附属機関の委員（以下「公募委員」という。）及び第 12 条の規定により選任した附属機関の委員（以下「名簿委員」という。）の合計人数が当該附属機関の委員の人数の 3 割以上になるよう努めること。

(2) 市長等は、公募委員及び名簿委員（以下総称して「市民委員」という。）の選任に当たっては、当該附属機関の担当事務等を踏まえて、年齢、居住地域などに配慮するとともに、市民委員の男女のそれぞれの人数が同数になるよう努めること。

(3) 市長等は、第 8 条第 1 号の附属機関の会議を、三田市情報公開条例（平成 15 年三田市条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 30 条の規定により公開すること。

（公募委員）

第 11 条 市長等は、附属機関の委員の募集に応じた者で、かつ、市の他の附属機関の委員に就任していない者から、選考等により公募委員を選任することができる。

2 市長等は、公募委員を選任しようとするときは、あらかじめ選考基準その他選任方法を公表しなければならない。

（名簿委員）

第 12 条 市長等は、第 22 条に規定する名簿に登載された者から名簿委員を選任することができる。ただし、市の他の附属機関の委員を名簿委員に選任することはできない。

（パブリックコメント手続）

第 13 条 第 8 条第 2 号に規定するパブリックコメント手続は、次により実施するものとする。

(1) 市長等は、パブリックコメント手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。

ア 対象事項の案及び関連資料

イ 対象事項の案についての意見の提出先、提出方法及び提出期間

ウ その他市長等が必要と認める事項

(2) 市長等は、パブリックコメント手続を経て対象事項を決定したとき（当該対象事項が議会の議決事項に該当する場合は、議会へ提出する案を決定したとき）は、情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除き、パブリックコメント手続により提出された意見の概要、提出された意見に対する検討結果及び理由その他市長等が必要と認める事項を公表すること。

（意見の提出期間）

第 14 条 前条第 1 号イの意見の提出期間は、同号の公表の日から起算して 30 日以上でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、理由を明らかにしたうえで、これを下回る意見の提出期間を定めることができる。

（意向調査手続）

第15条 第8条第3号に規定する意向調査手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、意向調査手続の実施に当たって、その目的を明らかにすること。
- (2) 市長等は、意向調査手続を実施したときは、非公開情報を除き、速やかにその結果を公表すること。

(ワークショップ手続)

第16条 第8条第4号に規定するワークショップ手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、ワークショップ手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。

ア 対象事項の内容

イ 開催の日時及び場所

ウ その他市長等が必要と認める事項

- (2) 市長等は、第22条に規定する名簿に登載された者及び市長等が参加者の募集を行った場合における当該募集に応募した者の中から参加者を選任し、その旨を通知すること。この場合において、参加者の選任に当たっては、年齢、居住地域、男女の比率などに配慮するものとする。
- (3) 市長等は、ワークショップ手続の実施に当たっては、参加者による活発な議論のための措置を講ずるよう努めること。
- (4) 市長等は、ワークショップ手続を実施したときは、記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

(公聴会手続)

第17条 第8条第5号に規定する公聴会手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、公聴会手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。

ア 対象事項の内容

イ 開催の日時及び場所

ウ 公聴会手続により意見を述べる者となることができる者の範囲

エ 公聴会手続により意見を述べようとする対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出先、提出方法及び提出期間

オ その他市長等が必要と認める事項

- (2) 前号エに規定する文書の提出期間は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、同号の公表の日から起算して30日以上であること。
- (3) 市長等は、第1号エに規定する提出期間に文書の提出がない場合は、公聴会手続による会議（以下「公聴会」という。）を開催しないこととし、その旨を公表すること。この場合において、第9条第3項の適用における第8条第5号に規定する市民意見を聴く手続が実施されたものとみなす。
- (4) 市長等は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聴くことができること。
- (5) 市長等は、第1号エの文書の提出をした者及び前号の学識経験を有する者の中から、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を決定すること。この場合において、当該対象事項の内容に賛成する者及び反対する者があるときは、一方に偏らないように決定するものとする。

(6) 市長等は、第1号エの文書を提出した者に対して、前号による決定の結果を通知すること。

(7) 情報公開条例第30条の規定は、公聴会に準用すること。

(8) 次条第1項の議長は、公聴会の内容を記録し、市長等に報告すること。

(9) 市長等は、前号の記録について、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

(公聴会の議事等)

第18条 公聴会は、市長等が指名する者が議長となり、会議を主宰する。

2 公述人、公聴会を傍聴する者など公聴会の参加者は、公聴会において、議長の議事進行上の指示に従わなければならない。

3 議長は、公述人に対して質問をすることができる。

4 公述人が公聴会において意見を述べるときは、議長の許可を得なければならない。

5 公述人が述べる意見の内容は、当該対象事項の内容を超えてはならない。

6 議長は、公述人が前項に違反したとき又は公聴会の運営に支障を生じさせ、若しくは生じさせるおそれがあると認めるときは、意見を述べることがを制止し、若しくは退席を命じることができる。

(意見交換会手続)

第19条 第8条第6号に規定する意見交換会手続は、次により実施するものとする。

(1) 市長等は、意見交換会手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。

ア 対象事項の案の内容

イ 開催の日時及び場所

ウ 意見交換会手続に参加できる者の範囲

エ その他市長等が必要と認める事項

(2) 前号に規定する公表は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、意見交換会手続による会議（以下「意見交換会」という。）を開催する予定の日から起算して14日前までに行うこと。

(3) 市長等は、意見交換会を開催したときは、記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

(その他の手続)

第20条 第8条第7号に規定するその他の手続は、次により実施するものとする。

(1) 市長等は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、その他の手続を実施する予定の日から起算して14日前までに、別に定める事項を公表すること。

(2) 市長等は、その他の手続を実施したときは、当該手続に関する記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

第2節 まちづくり提案

(まちづくり提案)

第21条 市民（年齢満20歳以上の市内に在住する者に限る。次条において同じ。）は、10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる。

- 2 市長等は、前項の提案があったときは、非公開情報を除き、当該提案の概要を公表しなければならない。
- 3 市長等は、第1項の提案を総合的に検討し、その結果及び理由を当該提案の提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、公表しなければならない。
- 4 市長等は、提案代表者が希望するときは、前項の検討に当たって、意見を述べる場を設けなければならない。
- 5 提案代表者は、第3項の規定による検討結果に不服があるときは、市長等に対して再度検討することを申し出ることができる。
- 6 市長等は、前項の申し出があったときは、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市市政への市民参加推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、再度検討しなければならない。
- 7 第2項及び第3項の規定は、第5項の申し出があったときに準用する。

第3章 市政への市民参加の推進

（市政参加市民名簿）

第22条 市長は、第8条に規定する市民意見を聴く手続に参加することを依頼することができる市民の氏名、住所その他の別に定める事項が記載された名簿を調製することができる。

2 前項の名簿には、市長が無作為に抽出した市民で、かつ、名簿への登載を希望した者を登載することとする。

3 名簿に登載される期間は、2年以内とし、その期間を経過した後は、市長は、三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）第10条第3項本文の規定に基づき、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（運用状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（条例の見直し）

第24条 市長は、この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。

第4章 補則

（委任）

第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長等が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が行われている対象事項については、第2章第1節の規定は、適用しない。

以下省略

三田市市政への市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）及び条例において使用する用語の例による。

(条例に規定する公表の方法)

第3条 条例に規定する公表の方法は、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 所管課への備付け
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) その他効果的に市民に周知できる方法

(条例等に規定する提出の方法)

第4条 条例及びこの規則（第13条に規定する場合を除く。）に規定する意見、文書の提出の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、提出方法を指定することができる。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールの送信

(公募委員になることができる者の範囲)

第5条 条例第11条に規定する募集に応募できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、附属機関により市民意見を聴く手続の対象事項の内容に応じ、当該範囲を制限すること等ができる。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「在住者」という。）
- (2) 市内で働く者（前号に掲げる者を除く。以下「在勤者」という。）
- (3) 市内で学ぶ者（前2号に掲げる者を除く。以下「在学者」という。）

(パブリックコメント手続における意見の提出)

第6条 条例第13条の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 対象事項の案に対する意見
- (3) その他市長が必要と認める事項

(意向調査手続の結果の公表事項)

第7条 条例第15条第2号の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査手続の名称
- (2) 意向調査手続の目的、方法及び対象

- (3) 意向調査手続の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) 事務局の名称
- (6) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ手続に参加できる者の範囲等)

第8条 条例第16条に規定するワークショップ手続に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、ワークショップ手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、又は参加できる者を指定すること等ができる。

- (1) 在住者
- (2) 在勤者
- (3) 在学者
- (4) 市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) ワorkshop手続に係る事案に利害関係を有するもの(前各号に掲げるものを除く。)

2 条例第16条第4号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) ワorkshop手続の名称
- (2) ワorkshop手続を行う目的
- (3) ワorkshop手続に係る対象事項の内容
- (4) 開催の日時及び場所
- (5) ワorkshop手続で出された意見の概要
- (6) 事務局の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公述人となることができる者の範囲等)

第9条 前条第1項の規定は、条例第17条第1号ウに規定する公述人(同条第4号及び第5号による学識経験を有する公述人を除く。)となることができる者の範囲について準用する。

2 条例第17条第1号ウに規定する公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出するものとする。

- (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
- (3) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(公聴会手続の記録)

第10条 条例第17条第8号の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会手続の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の意見又は答弁の概要
- (5) 議長の氏名及び事務局の名称
- (6) 公聴会の議事の経過

(7) その他市長が必要と認める事項

(意見交換会手続に参加できる者の範囲等)

第11条 第8条第1項の規定は、条例第19条第1号ウに規定する意見交換会手続に参加できる者の範囲について準用する。

2 条例第19条第3号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 意見交換会手続の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあっては、参加した者のおおよその人数）
- (4) 市長が説明した対象事項の案の概要
- (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長の考え方
- (6) 事務局の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項
(その他の手続の公表事項)

第12条 条例第20条第1号に規定する公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象事項の内容及び関連する事項
- (2) その他の手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めて行う場合は、日時及び場所
- (4) 当該その他の手続に参加できる者の範囲
- (5) その他の手続を実施するために必要な事項

2 条例第20条第2号の記録には、概ね次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 対象事項の内容及び関連する事項
- (2) その他の手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めて行った場合は、日時及び場所
- (4) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とするその他の手続にあっては、参加した者のおおよその人数）
- (5) 参加した者からの意見の内容
- (6) 事務局の名称
(まちづくり提案の方法等)

第13条 条例第21条第1項による提案を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提案者の氏名及び住所
- (2) まちづくり提案の内容及び理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案の内容
- (2) 提案代表者の氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 提案を受けた政策に対する市長の考えと理由

- (3) その他市長が必要と認める事項
(まちづくり提案における意見陳述)

第14条 市長は、条例第21条第4項の規定による意見を述べる（以下「意見陳述」という。）場を設けるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行う期日までに相当な期間において、その日時及び場所を通知するものとする。

- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。
- 3 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができる。
(まちづくり提案における再検討の申し出)

第15条 条例第21条第5項の規定による申し出は、同条第3項に規定する公表の日から起算して15日以内にしなければならない。

- 2 前項の再検討の申し出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 再検討を申し出る提案の名称又はその内容
 - (2) 再検討を申し出る理由

- 3 第13条第2項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第2項に規定する公表について、第13条第3項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第3項に規定する公表についてそれぞれ準用する。

(市政参加市民名簿の登載事項)

第16条 条例第22条に規定する市政参加市民名簿の登載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名、住所及び連絡先
- (2) 参加を希望する分野
- (3) その他市長が必要と認める事項
(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

以下省略